

過疎地域に係る 課税免除のあらまし

(過疎地域自立促進特別措置法)



平成30年4月

山形県東置賜郡川西町税務会計課

過疎地域に係る固定資産税の課税免除制度について

過疎地域に指定されている川西町では、次により、固定資産税について3年間、課税免除を行います。なお、下の表のほかにも課税免除の要件などがありますので、詳しくは担当までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 川西町税務会計課資産税チーム 0238-42-6624（直通）

過疎地域自立促進特別措置法による 課税免除

●対象とする業種

製造業、農林水産物等販売業、旅館業

●免除となるための条件

- ①青色申告書を提出する個人又は法人
- ②平成31年3月31日までに、生産設備(注1)を新設・増設(注2)し、その取得価格の合計が2,700万円を超える(注3)こと。

※（注3）土地取得価格は含まない。

※平成30年4月1日現在

(注1) 生産設備

租税特別措置法第12条（個人の場合）、第45条（法人の場合）による「特別償却」を受けられる減価償却資産（建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具並びに工具、器具及び備品。**【該当外】**土地のほか、販売のための事務所、福利厚生施設、倉庫（専ら原材料、製品、危険物その他の物資の保管に使用されるもの）などのうち、根拠法に基づく指定事業【製造業、農林水産物等販売業、旅館業】の用に直接供されるもの。

(注2) 新設・増設

既存施設が災害により滅失・損壊し代替設備を取得した場合、既存設備の取替え・更新のため取得し従前に比して概ね30%以上生産能力が増加した場合なども含む。**※単に工場の立替、設備の更新では対象にはならず生産力がアップしたか判断させていただくこととなります。**

◆固定資産税の課税免除

上の要件を満たす場合、課税されることとなった年度（申請の翌年度）から3年間、固定資産税の課税を免除します。

固定資産の種類	課税免除の内容
家屋	事業の用に供する部分
償却資産	直接事業の用に供する機械及び装置
土地	取得後1年以内に当該建物の建設に着手した敷地で直接事業の用に供する部分（当該建物の垂直投影部分）

◆◆◆ 固定資産税の課税免除の申請手続き ◆◆◆

●提出書類

所定の「固定資産税課税免除申請書」（別記様式第1号）に次の書類を添付してください。

書類の大きさは原則A版に統一し、それぞれ2部提出。

【添付書類】 ※原則として県税（不動産取得税、事業税）の減免申請に必要な書類と同じ。初年度と2、3年度の提出書類は、異なります。

- ① 所得税又は法人税の確定申告書の写し（税務署の受付印のあるもの）
- ② 減価償却資産の償却額の計算に関する明細書の写し（法人税法施行規則別表16（2）など）
- ③ 特別償却の償却限度額の計算に関する付表の写し
- ④ 年次別建設計画及びその実績の概要を明らかにする書類（翌年度以降3カ年分）
- ⑤ 増加生産高を示す書類（前期対当期の製品別の月別売上比較表）
- ⑥ 当期及び前期の決算書（貸借対照表、損益計算書）
- ⑦ 事業所の所在を示す案内図
- ⑧ 建物の配置図及び平面図
- ⑨ 機械の配置図（新增設した機械装置ごとに減価償却明細書等に付した番号と同じものを付すとともに当該機械装置を朱書きする。）
- ⑩ 適用設備について特別償却を実施しない場合は、当該設備が特別償却の対象となる設備である旨及び特別償却を実施しなかったことの理由を示す書類

●提出期限

○個人の場合

事業の用に供した日の属する年以後3年の各年それぞれ翌年の3月15日まで

○法人の場合

事業の用に供した日の属する年以後3年の各年それぞれ翌年の3月15日まで

（確定申告の提出期限が3月15日までの到来しないときは、当該申告書の提出期限まで）

●課税免除決定までの流れ

- ① 固定資産課税台帳への登録（基準日1月1日）
- ② 固定資産税の決定（5月15日）
- ③ 課税免除申請、受理
- ④ 現地調査（対象資産の確認）
- ⑤ 課税免除額の決定に伴う固定資産税額の更正（第3、4期ごろ）

別記様式第1号

	受付印	固定資産税課税免除申請書						
年　月　日								
川西町長		殿						
<u>取得者の住所</u>								
<u>又は所在地</u>								
川西町過疎地域固定資産税課税免除条例第3条の規定するところにより課税免除の申請をします。								
氏名又は								
名称及び代表者氏名								
印								
課 税 免 除 を 受 け よ う と す る 資 産 等	製造等の事業用に供した建物	所在地	家屋番号	種類	構造	床面積	取得年月日	取得価額
					・ m ²	・	・	円
					・ m ²	・	・	円
					・ m ²	・	・	円
							合計	(1)
上記建物に係る土地	所在地	地番	地目	地積	取得年月日	取得価額		
				・ m ²	・	・	円	
				・ m ²	・	・	円	
製造等の事業用に供した償却資産	種類			取得価額				
	構築物			ア	円			
	機械及び装置			イ	円			
	車両及び運搬具			ウ	円			
	工具器具及び備品			エ	円			
	計(ア+イ+ウ+エ)			(2)	円			
要件判定に係る取得価額(①+②)					円			
事業所等	事業の種類							
	事務所又は事業所の名称							
	所在地及び電話番号		電話 ()					
	この申請に応答する係及び氏名		係 氏名					
	青色申告の承認の有無		有 無					
	事業年度		月 日から 月 日まで					
	事業の用に供した年月日		年 月 日					
	増加生産額		千円					